

# 一般社団法人全国療術師協会定款

## 第1章 総則

### 第1条 名称

当法人は、一般社団法人全国療術師協会と称する。

### 第2条 主たる事務所

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### 第3条 目的

当法人は、療術の学術の発展及び療術師の技能の向上を通じ、国民保健の向上に資することを目的として、次の事業を行う。

- (1) 療術の学理にかかる調査、研究に関する事業
- (2) 療術の法制度にかかる調査、研究に関する事業
- (3) 療術師の養成、研修等資質の向上に関する事業
- (4) 療術師の技能認定に関する事業
- (5) 療術師の養成機関の設置に関する事業
- (6) 療術施術所の経営の改善に関する調査、研究、指導事業
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### 第4条 公告

当法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 会員

### 第5条 会員の種類

- 1 当法人の会員は、正会員、準会員、特別会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 2 正会員

次に掲げる各号の一に該当する者を正会員とする。

  - 一 都道府県域を一単位とする療術師の団体
  - 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第12条並びに第12条の2第1項に規定する者及び財団法人全国療術研究財団の行う療術研修課程を修了した後、所定の講義を受けた者として同財団の認定（以下「認定」という）を受けた者で構成（以下これらを「構成員」という）される団体。但し、認定を受けた者と同等程度の知識及び技術を有する者であって認定を受けていない者（以下これらを「準構成員」という）を加入させることを妨げない。
- 3 準会員

準構成員のみで構成される団体を準会員とすることができる。
- 4 特別会員

前2項の規定にかかわらず理事会の決議により、当法人に功労のあった者を名誉会員、当法人に多額の寄附をした者を賛助会員（以下これらを「特別会員」という。）とすることができる。

### 第6条 入会

- 1 当法人の正会員または準会員となろうとする者は、当法人所定の様式により、団体の定款及び構成員（準構成員を含む。以下同じ）名簿を添えて理事長に申し込むものとする。

- 2 前項の手続きによって入会申込があった場合は、理事会にてその可否を審議し、その結果を理事長が申し込み者に通知するものとする。

#### 第7条 会員の遵守義務及び意見の提出

- 1 正会員及び準会員は、定款及び社員総会の議決事項等を遵守し、その構成員の品位の保持及び資質の向上に努めなければならない。
- 2 正会員及び準会員は、総会において別に定めるところにより、会費、経費及び負担金を納付する義務を負う。
- 3 正会員及び準会員は、次に掲げる事項について、速やかに当法人に報告するものとする。
  - (1) 事務所の所在地の異動
  - (2) 社員総会の議決
  - (3) 構成員の異動（施術所の異動を含む）
  - (4) その他重要と認める事項
- 4 会員は、当法人の事業に関して理事長に対して意見を提出することができる。

#### 第8条 会員資格喪失

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退社したとき
  - (2) 除名されたとき
  - (3) 総正会員の同意があったとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出した金品は、これを返還しない。

#### 第9条 退社

会員は、理事長あてに退社届けを出すことによって、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して通告しなくてはならない。

#### 第10条 除名等

- 1 当法人の会員が、次の各号の1に該当するときは、戒告又は除名することができる。
  - (1) 当法人の名誉を損じ、目的に反する行為をし、又は秩序を乱したとき
  - (2) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決事項等に違反したとき
  - (3) 会費、経費又は負担金を納付する義務を怠り、かつ、督促を受けてから1年以上経過しても納付しないとき
- 2 戒告は常任理事会の議決により行う。
- 3 除名は、一般社団法人法第49条第2項に定める社員総会の議決によりおこなうことができる。
- 4 前3項の規定は構成員の場合に準用し、「会員」とあるのは「構成員」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の除名又は戒告（第4項で準用する場合を含む）があったときは、理事長が当該会員又は当該構成員に通知するものとする。

### 第3章 社員総会

#### 第11条 社員総会

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### 第12条 構成

社員総会は正会員をもって構成する。

### 第13条 開催

- 1 定時社員総会は、毎年度1回開催する。
- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会で開催が必要と認められたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上の者が審議すべき事項を示して開催を求めたとき
  - (3) 監事より第25条第5項の規定により開催の請求があったとき

### 第14条 招集

- 1 社員総会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなくてはならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日より1週間前までに通知しなくてはならない。

### 第15条 定足数

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の出席により成立する。

### 第16条 議長

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

### 第17条 決議の方法

- 1 社員総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、この定款に規定するもののほか、出席社員の議決権の過半数をもって決する。
- 2 出席できない社員は、あらかじめ通知された審議事項について書面をもって表決すること、または他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第15条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

### 第18条 議決権

各社員は、各1個の議決権を有する。

### 第19条 社員総会の議決事項

社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 経費の分賦収入方法
- (4) 事業報告の承認
- (5) 収支決算の承認
- (6) 重要な財産及び營造物の造成、管理方法及び処分
- (7) 定款の変更
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散、公益目的財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (10) 入会の基準並びに経費及び負担金の額
- (11) 役員の報酬の決定
- (12) 理事会において社員総会に付議された事項
- (13) その他重要と認めた事項

## 第20条 社員総会への報告事項

- 1 次に掲げる事項は、社員総会に報告するものとする。
  - (1) 庶務及び会計に関する事項
  - (2) 施行した事項に関する事項
- 2 理事長が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

## 第21条 議事録

- 1 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議事録には次の事項が記載されなくてはならない。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 現在の総社員数及び出席社員数と出席者氏名
  - (3) 出席した役員の氏名
  - (4) 書面表決者及び表決委任者があった場合はその社員数とその氏名
  - (5) 審議事項及び議決事項
  - (6) 監事より発言があった場合の意見又は発言概要
  - (7) 議事の経過の概要及びその結果
  - (8) 議長の氏名
  - (9) 議事録作成の職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び出席代表理事並びに議事録作成者が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

### 第22条 役員

- 1 当法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3名以上40名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち2名以内を代表理事とする。代表理事が2名であるときは、うち1名を理事長、他を副会長とし、代表理事が1名であるときは、その者を理事長とする。
- 3 理事のうち16名以内を業務執行理事とし、そのうち1名を専務理事、15名以内を常任理事とする。

### 第23条 選任

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議により選出する。
- 2 代表理事（副会長、理事長）は、理事の中より理事会の決議により選任する。
- 3 業務執行理事は、理事の中より理事会の決議により選出する。

### 第24条 理事長等の職務

- 1 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は別に定めるところにより当法人の職務を分担執行する。
- 4 専務理事は理事長の指定した事務の範囲内の職務を執行する。
- 5 理事長、常任理事及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第25条 監事の職務権限

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、社員総会、常任理事会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。
- 4 監事は、財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会、全国会長会議、常任理事会及び理事会に報告しなくてはならない。
- 5 監事は、前項の報告等をする必要があるときは、招集権者に対し、社員総会、常任理事会及び理事会の開催を請求することができる。
- 6 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

## 第26条 会長及び副会長

- 1 当法人は、理事会の決議により、当法人に特別の功績のある理事の中から、会長1名及び副会長3名以内を選任することができる。
- 2 会長及び副会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

## 第27条 任期

- 1 役員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。但し再任を妨げない。
- 2 補欠により選任せられた者の任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期の満了によって、定員を欠くに至った場合は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

## 第28条 役員の誠実事務処理義務

役員は、誠実にその職務を遂行し、定款、規則及び社員総会の議決事項を遵守し、当法人の目的達成のために努めなければならない。

## 第29条 戒告又は解任

- 1 役員が当法人の名誉を損じ、定款、規則若しくは社員総会の議決事項に違反し、又は職務の遂行を怠ったときは、戒告又は解任することができる。
- 2 役員の戒告は常任理事会の議決により行うものとする。
- 3 役員の解任は社員総会の議決により行うものとする。

## 第30条 取引の制限

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第31条 責任の一部免除又は限定

- 1 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

### 第32条 最高顧問等

- 1 当法人に、最高顧問、名誉会長、顧問、参与又は相談役を置くことができる。
- 2 前項に規定する者は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第5章 委員会

### 第33条 委員会

- 1 当法人は、総会の議決により委員会を置くことができる。
- 2 委員会の組織及び任務並びに委員の任命及び任期に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 理事会

### 第34条 理事会

当法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

### 第35条 構成

理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常任理事及び理事をもって構成する。

### 第36条 開催及び招集

- 1 通常理事会は、毎年1回開催し、理事長が招集する。
- 2 臨時理事会は、理事長が必要と認めたときに開催し、理事長が招集する。
- 3 監事より第25条第5項の規定により開催の請求があったとき、理事長は請求があったその日から6週間以内に臨時理事会を招集しなくてはならない。
- 4 理事長は前項の規定による臨時理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日より1週間前までに通知しなくてはならない。

### 第37条 権能

理事会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 社員総会に付議する事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

### 第38条 定足数

理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる理事の過半数の出席により成立する。

### 第39条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該理事会において議長を選出する。

### 第40条 決議

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって決する。

### 第41条 決議の省略

第36条第4項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会議決があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときはその限りではない。

#### 第42条 議事録

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には次の事項が記載されなくてはならない。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 現在の全理事数及び出席理事数並びに全監事数及び出席監事数と出席者氏名
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 監事より発言があった場合の意見又は発言概要
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議長の氏名
  - (7) 議事録作成の職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長、出席代表理事及び出席監事並びに議事録作成者が署名又は記名押印しなければならない。

#### 第43条 理事会規則

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

### 第7章 常任理事会

#### 第44条 構成

常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事（以下「常任理事等」という）をもって構成する。

#### 第45条 開催及び招集

- 1 常任理事会は、理事長が必要と認めたときに開催し、理事長が招集する。
- 2 監事より第25条第5項の規定により開催の請求があったとき、理事長は請求があったその日から6週間以内に常任理事会を招集しなくてはならない。
- 3 理事長は前項の規定による常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日より1週間前までに通知しなくてはならない。

#### 第46条 権能

常任理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議する事項
- (2) 役員の戒告に関する議決
- (3) その他社員総会及び理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第47条 定足数

常任理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、全常任理事等の過半数の出席により成立する。

#### 第48条 議長

常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該常任理事会において議長を選出する。

#### 第49条 決議

常任理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常任理事等を除く出席常任理事等の過半

数をもって決する。

#### 第50条 決議の省略

第45条第3項の規定にかかわらず、常任理事等が常任理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる常任理事等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の常任理事会議決があつたものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときはその限りではない。

#### 第51条 議事録

- 1 常任理事会の議事については、この定款で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には次の事項が記載されなくてはならない。
  - (1) 開催日時及び開催場所
  - (2) 現在の全常任理事等の数及び出席常任理事等の数と出席者氏名
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 監事より発言があった場合の意見又は発言概要
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議長の氏名
  - (7) 議事録作成の職務を行った者の氏名
- 3 議事録には議長、出席代表理事及び出席監事並びに議事録作成者が署名又は記名押印しなければならない。

### 第8章 事務局

#### 第52条 事務局

- 1 当法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び書記若干名を置くものとし、必要がある場合には、事務局次長を置くことができる。
- 2 事務局長は、理事長の命を受けて事務の処理に従事するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は別に定める。

### 第9章 経費、特別の負担金、収入、会計等

#### 第53条 経費の賦課

- 1 当法人は、会員に対して経費を賦課する。
- 2 前項の経費は、それぞれの会員を構成する構成員の数（名簿）に基づき賦課するものとする。

#### 第54条 特別の負担金

当法人は、その事業を行うため特に必要があるときは、社員総会の決議により、特別の負担金を賦課することができる。

#### 第55条 徴収方法

前2条の規定による経費及び特別の負担金の徵収方法に関しては、別に定める。

#### 第56条 収入

当法人の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員賦課金
- (2) 寄附金
- (3) 事業収入
- (4) 各種財産から生じる収入

## （5）その他の収入

### 第57条 資産の保管

当法人の収入及び資金は、常任理事会の決定により確実な方法で保管するものとする。

### 第58条 基本財産及び特別会計

当法人に基本財産及び特別会計を設けることができる。

### 第59条 事業年度

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終る。

## 第10章 予算と決算

### 第60条 事業計画及び収支予算

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

### 第61条 事業報告及び決算

1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第11章 雜則

### 第62条 表彰

会長は、常任理事会の決定により、当法人に特に功労のある者を表彰することができる。

### 第63条 細則への委任

当法人の運営上必要な事項で、定款に規定のないもの及び認定制度については別に定めるものとする。

### 第64条 細則の制定

定款の施行上必要な細則については、常任理事会が定めるものとする。

## 第12章 附則

### 第65条 設立時社員

当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

東京都世田谷区瀬田一丁目30番7号 宇都宮 光 明

東京都品川区南品川五丁目13番11号 松本 徳太郎

#### 第66条 設立時理事及び監事

当法人の設立時理事及び監事は、次のとおりとする。

理 事	藤 本 孝 雄	理 事	持 永 和 見
理 事	宇都宮 光 明	理 事	松 本 徳 太 郎
理 事	藏 内 健 寿	理 事	吉 田 寅 雄
理 事	佐 賀 哲 夫	理 事	星 野 喜 一
理 事	黒 田 亀 雄	理 事	早 瀬 治
理 事	高 野 紀 八 郎	理 事	横 山 忠 男
理 事	渡 辺 滋	理 事	新 田 親 弘
理 事	石 原 多 見 依	理 事	藤 原 幸 子
理 事	山 澤 清 之	理 事	太 田 厚
監 事	大 林 正	監 事	増 村 実

#### 第67条 設立時代表理事

当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都世田谷区瀬田一丁目30番7号 宇都宮 光 明

東京都品川区南品川五丁目13番11号 松本 徳太郎

#### 第68条 解散

当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### 第69条 剰余金の分配

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第70条 残余財産の帰属

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第71条 最初の事業年度

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

#### 第72条 定款に定めのない事項

この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則 本定款は、平成22年6月29日から施行する。

附 則 この定款は、平成25年4月24日改正、同日から施行する。